

様式第3（第8関係）

指定管理者評価判定結果報告書

令和8年7月2日

高 浜 市 長 殿

高浜市やきものの里かわら美術館・図書館
指定管理者選定評価委員会
委員長 神 谷 浩

令和7年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名称	高浜市やきものの里かわら美術館・図書館			
2. 指定管理者の名称	かわら美術館・図書館運営共同事業体			
3. 指定期間	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	(1) 本館及びサービスポイントの利用並びにそれらの利用制限に関する業務 (2) 本条例第3条の事業の運営に関する業務 (3) 観覧料、講義室等の使用料(目的外使用に係るものを除く。)並びに模写等及び複写の手数料(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務 (4) 本館、サービスポイント及び収蔵庫の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務。ただし、サービスポイントについては、備品の維持管理に限る。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	120 点	100 点	83.3%	A
② 運営及びサービスの質の向上に関する事項	270 点	210 点	77.8%	B
③ 施設設備の維持管理に関する事項	180 点	168 点	93.3%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	570 点	478 点	83.9%	A
7. 評価結果についての講評				
別紙のとおり。				

◆講評（委員の主なコメント）

- 美術館機能、図書館機能はそれぞれ事業計画に示すように活動されています。ただ美術館と図書館が一体となった独自性が発掘されていないように感じます。
- 今後、限られた予算内ではありますが、学芸員と司書の連携により、工夫がなされ、当施設に行ってみたいと思えるようなことを期待します。
- 限られた予算内で工夫をした展覧会、ワークショップ、図書館企画事業等が実施され、それぞれ成果を出されている。
- 施設の保守、維持管理についてもしっかりと実施していただいている。